

令和5年度版

保育園・認定こども園等入園手引き ～新規（途中）入園申込者用～



●お問い合わせ先●
小国町役場 町民課 子ども未来係
☎ 0967-46-2116

もくじ

1. 子ども子育て支援制度の支給認定について
2. 利用手続きの流れ
3. 入園申込に必要な書類
4. 施設利用に伴う保育料について
5. 支給認定変更申請について
6. 町内の保育園・認定こども園



1. 子ども子育て支援制度の支給認定について

① 支給認定の3つの区分

保育園や認定こども園等の利用を希望する場合、教育・保育の必要性について認定を受ける必要があります。

認定区分には、3つの区分が設けられており、認定された区分により、それぞれニーズに合った施設をご利用いただけます。



認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	3～5歳の子どもで 教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)	3～5歳の子どもで 保護者の就労等により保育を必要とする場合	保育園 認定こども園（保育所部分）
3号認定 (保育認定)	0～2歳の子どもで 保護者の就労等により保育を必要とする場合	保育園 認定こども園（保育所部分）

② 保育の必要量に応じた時間区分

2号認定・3号認定は、保育を必要とする事由により支給認定の有効期間や保育必要量が異なり、次のように区分されます。

時間認定区分	保育を必要とする時間	利用時間
保育標準時間	月120時間以上の就労 (妊娠・出産・保護者の疾病・障がいなど)	最長11時間
保育短時間	パートタイム就労 (月の労働時間48時間以上120時間未満)	最長8時間

なお、「保育標準時間」に該当する方であっても「保育短時間」の認定を希望される場合は「保育短時間」として申請書に記入して下さい。

※ 利用時間の目安について、詳しくは3ページをご覧ください。

③ 保育認定（2号認定・3号認定）を受けるには

保育認定（2号認定・3号認定）を受けるには、児童の保護者（父・母）が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- 就労（ひと月48時間以上の労働をする場合）
- 妊娠・出産（出産予定月前2ヶ月、出産翌月から3ヶ月）
- 保護者の疾病・障がい
- 同居又は長期の入院をしている親族の介護・看護
- 求職活動（最長で90日間）
- 就労のため就学
- 育児休業中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 災害復旧
- その他、町長が必要と認める場合



※ 申請時に書類の提出が必要となります。詳しくは5ページをご覧ください。

～保育標準時間・保育短時間 利用時間のイメージ～

※あくまで施設が定める利用可能時間内での利用となります。

※施設で定める利用可能時間から外れた時間を利用する場合は時間外保育となります。

利用を希望する施設でご確認ください。

※土曜日の開所は施設によって変わることがあります。

宮原保育園（町立）

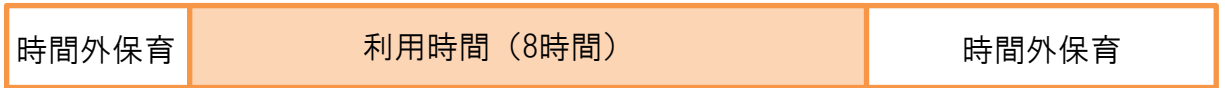
【保育標準時間】

7:00 18:00 19:00



【保育短時間】

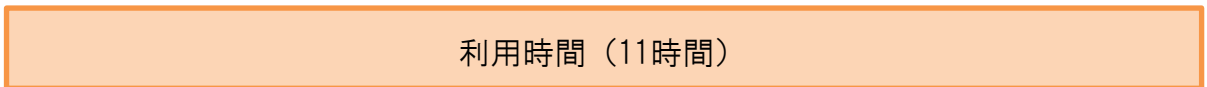
7:00 8:30 16:30 19:00



北里保育園（町立）

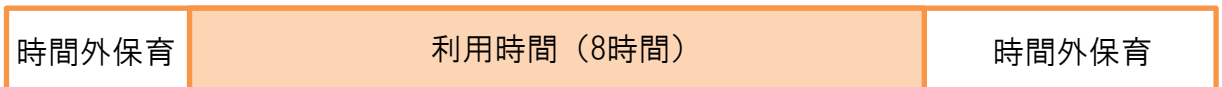
【保育標準時間】

7:30 18:30



【保育短時間】

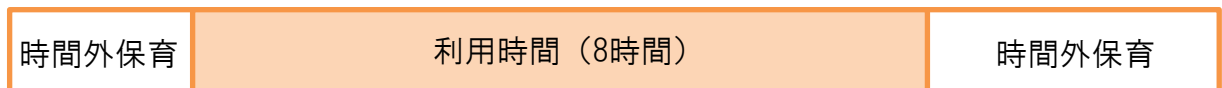
7:30 8:30 16:30 18:30



認定こども園小国幼稚園（私立）

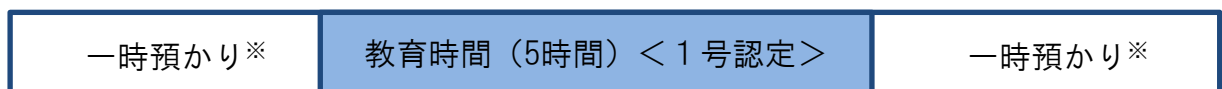
【保育短時間】

7:30 8:30 16:30 18:00



参考：教育時間（3歳以上）

7:30  10:00 15:00  18:00



※保護者が保育を必要とする事由に該当する場合のみ利用できます



2. 利用手続きの流れ

① 認定こども園小国幼稚園（私立）を利用する場合

【1号認定（教育認定）：3歳児以上】

【2号認定（保育認定）：3歳児以上】 【3号認定（保育認定）：3歳未満児】

・利用申込内定

園から直接
申し込み内定
を受けます



・支給認定申請書の提出

支給認定申請書兼施設利用
（継続利用）申込書と
関係書類等を園に提出。
園を通じて町へ申請書が届
きます



・支給認定

町が支給認定し、
園を通じて認定
証と利用料決定
通知をお渡しし
ます

※1号認定（教育認定）から2号・3号認定（保育認定）に変更する場合
変更する月の前月15日までに、再度申請書の提出が必要となります。
提出が遅れると利用開始が遅くなりますのでご注意ください。



② 町立保育園を利用する場合

【2号認定（保育部分）：3歳児以上】

【3号認定（保育部分）：3歳未満児】

・利用申込

町に支給認定申請書
兼施設利用（継続利
用）申込書等を提出
してください



・支給認定 利用調整

町が施設利用調整を行
い、保護者に支給認定
通知と利用承諾書を
お渡しします



・保育料の決定

町から保護者に
保育料決定通知
をお渡しします

※施設の利用調整を町が行いますが、各園の利用状況等により、希望する施設に入園できない
こともあります。



3. 入園申込に必要な書類

認定区分	必要書類	
	支給認定申請書兼施設利用（継続利用）申込書	保育を必要とする事由を証明する書類（下表のとおり）
1号認定 （教育認定）	○ （児童1人につき1枚）	不要
2・3号認定 （保育認定）	○ （児童1人につき1枚）	○ （保護者ごとに1枚）

< 保育を必要とする事由を証明する書類 >

事由		必要書類	保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
就労 ※1か月 当たり48 時間以上	会社などにお勤めの方 自営業（農業・商業）の方	就労証明書	○	○
就学	学校に通っている方	在学証明書（※学校様式）	○	○
妊娠・ 出産	出産月前2ヶ月・ 出産翌月から3ヶ月	母子手帳の写し（保護者名と 出産予定日の記入された部分）	○	
介護・ 看護	同居家族の介護・看護等を行 う方	介護証明書（※町指定様式）	○	○
疾病・ 障がい	保護者が病気等をされている方	保育ができない状況の 記載された医師の診断書等	○	
	保護者が障がいを有している方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保 健福祉手帳等の写し	○	
求職 活動	求職活動を行う方 ※原則入園日から3ヶ月	求職活動申出書（※町指定様式）		○
育児 休業中	育児休業取得時に既に保育 を利用している子どもがいて 継続利用が必要である場 合	育児休業中 継続利用申請書 （※町指定様式） ※就労開始後は復職証明書の提出が必要		○
災害 復旧	自宅の被災により災害復旧 にあっている場合	罹災証明書	○	○
その他	町長が必要と認めるもの			



4. 施設利用に伴う保育料について

① 保育料（利用者負担額）は、保護者の市町村民税課税額により算定されます

保育料の算定にあつては、保護者の市町村民税所得割額の合計と、支給認定区分及び保育時間により決定します。

年度	令和4年度												令和5年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
算定年度	令和3年度市町村民税					令和4年度市町村民税											

【3号認定（0～2歳児）の保育料（利用者負担額）】＜町の規則に基づき制定＞

階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税均等割課税世帯	8,900円	8,800円
4	市町村民税所得割額 48,600円未満	11,500円	11,300円
5	48,600円以上 72,600円未満	15,100円	14,700円
6	72,600円以上 97,000円未満	23,900円	23,500円
7	97,000円以上 133,000円未満	26,100円	25,500円
8	133,000円以上 169,000円未満	38,400円	38,100円
9	169,000円以上 195,000円未満	40,500円	40,100円
10	195,000円以上 222,000円未満	44,500円	44,100円
11	222,000円以上 248,000円未満	45,000円	44,600円
12	248,000円以上 274,000円未満	51,500円	51,000円
13	274,000円以上 301,000円未満	52,300円	51,800円
14	301,000円以上 397,000円未満	53,000円	52,400円
15	397,000円以上	54,700円	54,100円

※年齢は令和5年3月31日現在の満年齢により決定します。満3歳になった時点で3号認定から2号認定へ支給認定の切り替えが行われますが、保育料はクラス年齢によって決定しますので、年度途中の3号認定から2号認定の切り替えによって保育料が変更になることはありません。

※市町村民税の未申告や、収入の確認できる資料の未提出等の理由により、税額が確認できない場合は、保育料の最高額（仮算定）となります。確定申告や市町村民税の申告が必要な保護者の方は、必ず申告してください。

② 幼児教育・保育の無償化の対象者は保育料が無償です



○ 1号認定（教育認定）の方

満3歳になってから小学校入学前までの保育料が無償となります。

○ 2・3号認定（保育認定）の方

満3歳になった翌年の4月1日から小学校入学前までの保育料が無償となります。

また、0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの保育料も無償となります。

※無償化の対象にならないもの

食料費（主食、副食費）、通園送迎費、行事費などは保護者の負担となります。

③ 保育料の減免など

同一世帯から2人以上の児童が同時に施設を利用している場合、保育料は年齢の高い児童が全額、次に年齢が高い児童が半額、3人目以降の児童は、多子世帯への支援などにより無料となります。

この他、ひとり親世帯については第1子から無料などの減免措置が受けられることもあります。

④ 保育料の納付

利用施設	納付先	納付方法	納付期限
公立保育園 （宮原・北里）	町へ納付	納付書	毎月25日（土日祝日は翌日）
		口座振替	毎月25日（土日祝日は翌営業日）
認定こども園小国幼稚園	園へ納付	直接、園にご確認ください	

5. 支給認定変更申請について

入園後、次のような場合は「支給認定変更申請書（兼内容変更届）」の提出が必要です。届出の翌月から保育時間や保育料が変更になることがあります。利用施設に連絡の上、必ず届け出てください。

- ☆「保育を必要とする事由」に変更があった場合
⇒就労先や就労時間の変更・妊娠や出産・育児休業の取得や期間の変更など
- ☆離婚や婚姻等により世帯構成が変更となった場合など

○提出書類 支給認定変更申請書・保育を必要とする事由に応じた証明書等

○提出期限 毎月15日まで

6. 町内の保育園・認定こども園

【保育園】

区分	保育園名	住所	TEL	定員
公立	宮原保育園	小国町大字宮原176番地4	46-2439	150
	北里保育園	小国町大字北里2441番地2	46-3182	40
	下城保育園	小国町大字下城3517番地	※休園中	
	蓬莱保育園	小国町大字黒淵2503番地		

【認定こども園】

区分	施設名	住所	TEL	定員
私立	認定こども園 小国幼稚園	小国町大字下城401番地3	46-3620	1号：30 2・3号：30



お問い合わせ先
小国町役場
町民課 子ども未来係
☎0967-46-2116

